

Ⅳ 償却資産の課税について

1 評価額の算出方法

※ 一般方式で申告される場合は、評価額等を算出する必要はありません。

償却資産の評価は、償却資産の取得年月・取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × $\left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right)$	前年度評価額 × (1 - 減価率)

1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

初年度の評価額は、取得年月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

【注意】 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

減 価 残 存 率 表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	1 - r/2	1 - r		r	1 - r/2	1 - r		r	1 - r/2	1 - r
2	0.684	0.658	0.316	15	0.142	0.929	0.858	28	0.079	0.960	0.921
3	0.536	0.732	0.464	16	0.134	0.933	0.866	29	0.076	0.962	0.924
4	0.438	0.781	0.562	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
5	0.369	0.815	0.631	18	0.120	0.940	0.880	31	0.072	0.964	0.928
6	0.319	0.840	0.681	19	0.114	0.943	0.886	32	0.069	0.965	0.931
7	0.280	0.860	0.720	20	0.109	0.945	0.891	33	0.067	0.966	0.933
8	0.250	0.875	0.750	21	0.104	0.948	0.896	34	0.066	0.967	0.934
9	0.226	0.887	0.774	22	0.099	0.950	0.901	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	23	0.095	0.952	0.905	36	0.062	0.969	0.938
11	0.189	0.905	0.811	24	0.092	0.954	0.908	37	0.060	0.970	0.940
12	0.175	0.912	0.825	25	0.088	0.956	0.912	38	0.059	0.970	0.941
13	0.162	0.919	0.838	26	0.085	0.957	0.915	39	0.057	0.971	0.943
14	0.152	0.924	0.848	27	0.082	0.959	0.918	40	0.056	0.972	0.944

2 税額の算出方法

全資産の評価額の合計額が課税標準額（決定価格）となります。

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額（※ 課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合）

※ 課税標準の特例の適用を受ける場合は、該当資産の決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

※ 課 税 標 準 額
(1,000 円未満切捨て)

×

税 率
(100 分の 1.4)

=

税 額
(100 円未満切捨て)

※ 課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されませんが、申告は必要です。

3 耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い

平成 20 年税制改正において「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の一部改正があり、減価償却資産の耐用年数表が変更されました。固定資産税（償却資産）においては、平成 21 年度分から、法人・個人事業者の決算期等に関わりなく、所有する該当資産について、改正後の耐用年数表に基づき申告することになります。

評価額の算出方法 ※ 電算処理方式で申告される方はご注意ください。

耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する資産については、平成 21 年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用して評価額を算出します。

【注意】 取得当初から耐用年数を修正する場合と評価計算が異なります。

種類別明細書の記載方法

該当資産の「摘要欄」に「省令改正 ○年 → ○年」と必ず記入してください。

《一般方式の場合 電算処理方式の場合》

増加事由が申告もれ又は移動などで、取得年月が平成 19 年 12 月以前の資産を種類別明細書に記入する場合はご注意ください。

《電算処理方式の場合》

過年度申告も含め、省令改正により耐用年数を変更した全ての資産に記入してください。

4 耐用年数の短縮等に係る申告の取扱い

次の事項に該当する資産をお持ちの方は、下記の書類を添付してください。

事 項	国税における所轄	添 付 書 類
耐用年数の短縮	国 税 局 長	耐用年数の短縮の承認通知書（写）
増 加 償 却	税 務 署 長	増加償却の届出書（写）
陳腐化資産の一時償却	国 税 局 長	陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書（写）
耐用年数の確認	税 務 署 長	耐用年数の確認に関する届出書（写）

5 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条及び旧地方税法附則第 64 条（令和 5 年 3 月 31 日までに取得した資産）等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する資産を所有されている方は、「償却資産申告書」の「課税標準の特例 有・無」欄の「有」に○印をつけ、「種類別明細書」の摘要欄に「特例と朱書きし、適用条項を記入してください。」

また、これを証明する資料もあわせて提出してください。

令和 5 年度地方税法等の改正に伴い、対象となる中小事業者等が市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得した機械・設備等について、取得した翌年度から固定資産税の特例措置が講じられます。取得時期は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日で、賃上げ表明無しの場合は、3 年間、課税標準を 2 分の 1 に軽減。賃上げ表明有りの場合は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに取得した設備等は、5 年間、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに取得した設備等は、4 年間、課税標準を 3 分の 1 に軽減されます。詳しくは償却資産担当までご連絡ください。

6 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条、同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する資産を所有されている場合は、「非課税申告書」及び関係資料を提出していただきますので償却資産担当までご連絡ください。